# 第1回 杉並区における地上部街路に関する話し合いの会議事要旨

1. 日 時 平成23年7月27日 19:00~21:00

2. 場 所 あんさんぶる荻窪 4階第1教室

3. 出席者 構成員 24名

4. 資料一覧

資料 次第

資料 1-1 東京の都市計画道路の概要

資料 1-2 地上部街路の概要、経緯

資料 1-3 杉並地域に関する現状・課題データ集

#### 5. 議事

- (1) 開会
- (2) 東京の都市計画道路の概要について
- (3) 地上部街路の概要、経緯について

東京都より、『資料 1-1 東京の都市計画道路の概要』および、『資料 1-2 地上部街路の概要、経緯』について説明があった。(4~8ページ)

構成員 A: 昭和 41 年の都市計画審議会において、外環の2に関しどのような説明

があったのか知りたい。当時の審議会の議事録のどの部分に外環の2の

機能等の説明が書かれているのか示してほしい。(8ページ)

都: 当時の議事録を全部把握しているわけではので、外環の2についてどの

部分に書かれているかという点について現時点では回答できない。(9ペー

ジ)

構成員 A: 外環の2の機能として現在挙げられている交通、防災、環境、ライフラ

インは当時の都市計画審議会の議事録には書かれていない。当時の議事

録に載っていない内容は現在の資料から抹消していただきたい。

昭和61年に、埼玉県境から大泉まで約1.1kmにおいて、外環本線の構造が高架から半地下(掘割)に変更された際に、外環の2は廃止されている。半地下とトンネルという違いはあるが、同じように外環の2の都市計画決定を廃止するのが当然だと思う。交通ネットワークの形成を強

調するのであれば、なぜ廃止したのか。(9ページ)

都: 都市計画道路を整備する際には、都市計画道路のネットワークや自動車 交通の処理、防災性、環境、ライフラインの収容空間といった機能を持 たせることは当然のごとく考えている。

んせることは当然のことへ与えている。

議事録には載っていないかもしれないが、昭和 41 年当時も当然その思想のもとに計画されたと考えており、今回の資料にも記載している。

2点目については、確かに半地下構造になり、環境施設帯を配置したことから、幹線街路としての機能はなくなった。しかし、環境施設帯にはサービス道路としての道路は計画されており、ネットワークもこれでも

つものと考えている。(9~10ページ)

構成員 A: (資料4ページ目の)「構造について」の図を見ると、当時高速道路は2車線であったが、外環の2を含め3車線とし、あわせて地下構造にすると書かれている。さらにその下の図では、地上部街路がなくなった後の地上部の利用について書かれており、「現状の市街地を維持することができます」とはっきりうたわれている。(10~11ページ)

構成員 B: 平成 11 年に石原知事が練馬と武蔵野の現地を視察され、「一家団らんのところを、ちゃぶ台を土足でまたぐようなことはしない」、「家の建てかえもできるようになる」と言われた。また、平成 13 年に視察された扇大臣も、国会で地上部に住む人たちに迷惑をかけたと謝罪され、これで外環は地上部にはできないと思っていた。(11~12 ページ)

構成員 C: 石原都知事も扇大臣もテレビで頭を下げた。だから外環は地下になったと認識した。(12ページ)

構成員 E: 民主主義だから都民全員が喜ぶことがいいと思うが、何人かの人には被害をこうむるのはしょうがないと思う。古証文を持ち出して議論しても 仕方が無いので、早く議論を進めていきたい。(12ページ)

構成員 D: 昭和 41 年7月に正式に都市計画決定が採択されたのか(12ページ)

都: 正式に決定されたものである。(13ページ)

構成員 D: 東京地裁に都市計画決定に係る書類の公開を3年間請求しているが未だに公開されておらず、現時点では都市計画決定区域に関する図書もない。これに対する回答をうかがいたい。(13~14)

都: 都市計画決定がなされたことは事実である。ただ図書があるかないかの 事実確認については持ち帰り、次回必ず回答させていただく。(14 ページ)

構成員 C: 本線が地上になった以上は、外環の2は要らないと考えている。(15 ページ)

構成員 A: 35年間凍結していた理由を東京都、国それぞれ回答していただきたい。 平成 13年当時、外環の2が地下収容とする計画に対し、国と東京都が 実際どのように説明したのか回答していただきたい。 計画のたたき台で「現状の市街地を維持することができます」という点 に関し、実際どのように説明したのか回答していただきたい。(15~16 ページ)

都: 凍結の理由その他についてはいったん持ち帰り、次回以降回答させていただきたい。外環の2の地下収容については、そうした経緯を私どもは把握していない。(16ページ)

国: 国としても東京都と同様に次回回答したい。パンフレットは国と都が当時連名で作成したものであり、次回あわせて回答させていただくのが筋だと考える。(18ページ)

都: 道路の機能には様々なものがあるが、ここで地下に収容するとしている のは、幹線道路の持つ機能のうち、広域的な交通処理機能を一部地下に 収容したいという意図である。(16ページ)

構成員 F: 記述にある、代替機能を確保して都市計画を廃止という考えはないのか。 廃止するつもりが無いのであれば、こういう記述は消してもらいたい。(17ページ) 都: 平成 17 年に基本的な方針を3点出しており、その中の一つとして、代替機能を確保して都市計画を廃止する方針を記述している。今後の話し合いの会で、地域の課題、その解決法を議論した上で、地上部街路を作らなくても課題を解消できるという判断がなされた場合は、現都市計画を廃止することも考えられることを示している。(17ページ)

構成員 F: 代替機能についての考えを提示して欲しい。(17ページ)

都: まずは地域の課題について議論し、代替機能については、今後の話し合いの会を進めていく中で提示していく。(17ページ)

構成員 H: 外環本線は道路用地を確保できないから地下になったのではないのか。 地上部街路は住民の意見を聞いて、用地確保が可能であれば道路を作る 可能性もあるということではないか。

地上部街路によって都心部の渋滞が緩和し、日本経済が発展するのであれば、道路を作る事は仕方が無いという考えもある。

今回の資料を見ると、強引に道路を作るという考えではなく、住民の意見を聞いて計画を考え直すと書いてあり、この会の趣旨そのものは悪くないと思う。住民にうまく説明すれば有意義な会になると思う。(19~20ページ)

構成員1: 時間内に全てを議論するのは困難なので、質問や回答を文章にして、会の事前に提示して欲しい。(21~22ページ)

都: ご意見カードの質問と、質問に対する回答を対比表にまとめ、次回の会の前までに提示できるよう努める。(22ページ)

構成員 E: 以前、区に対して所定の用紙に質問したところしっかり返事が返ってきた。意見者は、意見は用紙に書いて、他の人も発言できるよう配慮して欲しい。(22 ページ)

構成員 D: 私がご意見カードで提出したのは、設置要綱第5条第1項の「地域住民から意見を聞くための手段を講じる」について、その手段を具体的に公表していただきたいという内容である。 これについては昨日谷本さんに電話で説明しているので、この場で具体的に回答していただきたい。(23~24ページ)

都: 話し合いの会をある程度進め、意見の方向性が見えてきた段階で、地域 住民の意見を広く聞くというやり方が適切ではないかと考えている。 そのため、いつどういう方法で実施するのかということについては今の 段階では回答できない。(24 ページ)

構成員 D: 結論が出た後に、意見を聞く手段を講じても、地域の皆さんの意見が反映される機会は失われる。それでは意味がないと思う。(24ページ)

都: この話し合いの会はあくまでも地域の課題や、まちづくりを進めていく上でこの道路の果たす役割、メリット、デメリットをつまびらかにし、皆さんの忌憚のないご意見をうかがう場であり、何か結論を出すものではない。ご指摘にあった「結論が出た後で」という点は、この会には当たらないと思う。(24ページ)

都: このように掘り下げて議論した内容については広く皆さんに公表し、それを踏まえた上で多くの方に意見をいただきたいと考えている。その意見をもって、都市計画の方針につながる考え方を東京都として決めていきたいと考えている。従って、この会が終わった後に多くの方からご意

見をいただくという手段は当然講じる。但し時期や方法はまだ決まっていない。(25ページ)

構成員 A: 平成 14 年 11 月に設置された有識者委員会の開催経緯や最終提言の内容が消されている理由を聞きたい。

提言を受け、平成 15年1月に国交大臣と石原知事から外環に係る方針が出されたが、それについても書かれていない。

平成 18 年 11 月の沿線区市からの要望では 1 ヶ月以内に(地上部街路の必要性について)答えを出すようにというものであったが、今日まだ回答できていない。このような状態で4番目の議題(である地域の現状・課題)は検討できない。(25~27ページ)

都: 今回資料では、外環の2に関連したものだけを抜粋している。

沿線区市からの要望書についても、必要性をしっかり検討せよという内容だったので、今から対応していきたいと考えている。

道路の必要性について、地域の課題から、皆さんのご意見をいただいて 最終的に決定していきたい。(27~28ページ)

構成員 E: 杉並区は道路の作り方が悪いため、高速道路は地下でいいが、南北の生活道路を作ってもらいたい。(28ページ)

構成員 H: 外環本線が地下構造になったのは、用地が確保できなかったからではないか。

地上部は法的に都市計画が残っているが、勝手に廃止する訳にいかないから、住民の方に意見を聞きながら、基本的な3つの方向に書いてあるように、地上部に道路は必要かの議論をすればいい。(28~29ページ)

都: 外環本線が地下構造となった経緯は東京都として説明する立場ではないが、東京都としての見解は、用地買収が困難だから地下にしたわけではなく、高架にした場合の環境に対する影響が非常に大きいことから、地下に作る利点があると考えている。

また、環状線道路のネットワークを早急に完成させるという観点では、 地上に作るより、地下に作る方が有利であると考えている。

地上部街路については、昭和 41 年の都市計画そのまま作るということではなく、道路の必要性や必要な道路幅など、住民の方々の意見を聞きながら、まちづくりにふさわしい道路というものを議論していきたいと考えている。(29 ページ)

構成員 H: 昭和 41 年の都市計画は、大正 8 年にできた旧法で定められた古いものである。外環本線は、誰が見ても用地が買えないから地下に変更したとしか考えられので、言い逃れにしか聞こえない。(30 ページ)

## (4)地域の現状・課題の整理について

東京都より、次第の 4、『資料 1-3 地域の現状・課題の整理』があったが、「環境」に関する部分まで説明したところで終了時間になったため、続きは次回に説明することになった。(30~34 ページ)

### (5) その他について

構成員 A: 議事録だけでなく議事要旨の作成、各会の整理も行ってもらいたい。また各回のご意見カード等も整理することを前回提案し、同意をいただいたが、それを運営要領に記載してもらいたい。

前回の準備会の議事録は必要であると考えるので、作成してもらいたい。 ご意見カードはホームページにアップしたから公表ということではなく、 きちんと紙で配布するようにしていただきたい。(34~35ページ)

都: 準備会の議事録を公表するということは考えていない。

先ほど提案のあった明文化するという件については、私どもも否定するものではないので、改めてご意見カードにより提出していただきたい。(35ページ)

構成員1: 事前に資料をもらい、この資料の内容についてはいい考えだと思ったので、これを推進していただきたいという旨を発言したかったし、反対する方の意見も聞きたかったが、議論が揚げ足取りのようになっており、また、東京都からの説明も資料を読み上げているだけで、時間を費やしており、これでは時間内に意見が言えないと思う。(36 ページ)

都: 次回からは説明の時間を短く、話し合いの時間を長くとれるようにする。 議事録、議事要旨は作成する。今回が第1回であるので、今回分から作 成、公表する。

発言者の氏名は伏せるものとし、公表前に構成員に確認していただく。 運営要領に関しては、当面原案通りとさせていただきたい。進めていく 中で不都合が生じた場合には協議して明文化するということでいかがか。 (36~37 ページ)

構成員 J: パンフレットに検討のプロセスというものがあるが、部分的な内容しか 書かれていないので、全体のフローチャートを提示して頂きたい。(38 ページ)

都: プロセスとしては、この会で広く意見を聞き、その意見を踏まえて、皆さんにそれを明らかにし、その情報をもとに広く意見を聞きたいというように考えている。意見を聞く場として、今後、どういう手段を講じるのか、いつやるのかというのは決めていない。(38ページ)

構成員 J: 全体のプロセスの中で、この話し合いがどういう位置付けなのか、この 結果がどこに反映されるのかを示して欲しい。(38~39ページ)

都: この話し合いの会を踏まえて広く意見を聞き、方針を決めていく。この会はそのファーストステップである。もし、道路をつくるという仮の話しで、その際にどういう都市計画の手続きが必要となるかは、次回にその道路をつくるプロセスというのは説明させていただく。(38ページ)

構成員 J: 外環本線については、概ねロードマップが敷かれている。 外環の2というものは、本線と並行して進めていくものではなく、まっ

たく別の議論として進めていくという解釈でいいのか。(38~39ページ)

都: 本線とは別の都市計画であることは間違いないので、別の議論として検 討すべきだと思っている。しかし、道路ネットワークとしては関連して いくため、視野に入れながら検討すべきだと考えている。(39 ページ)

### 6. 確認された事項

議事録・議事要旨を作成し、公表する。

## 7. 次回へ持ち越された事項

- 昭和41年の都市計画審議会における議事録の内容(交通や防災などの機能の記載があるかどうか)
- 昭和41年の都市計画決定に係る書類の有無の確認とそれを公表できるかどうか
- なぜ事業が凍結されたか(※)
- ・平成13年計画のたたき台発表の時、外環の2が外環本線と共に集約されて地下に入るというところをどのように説明したか(※)
- ・平成 13 年「現状の市街地を維持することができます」と公表した時の説明内容の確認(※)
- ・都市計画道路を整備する場合の都市計画の手続きのプロセスの提示
- 資料 1-3 現状・課題データ(防災・交通・くらし)の説明
  - (※) 東京都と国と連名で回答